

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年7月6日	アートコーポレーション株式会社(法人番号8122001015081)代表者寺田政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	八尾支店	大阪府八尾市萱振町5丁目11番4号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年7月12日	株式会社ユービーエム(法人番号2140001070679)代表者上田勝嗣	兵庫県西宮市今津出在家町9-20	大阪	大阪府堺市西区築港新町2丁目6番7号	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年11月27日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(法第24条)	4	4
令和3年7月14日	有限会社M's(法人番号7120902002356)代表者宮崎崇	大阪府茨木市大池1丁目13-4-208	本社	大阪府茨木市大池1丁目13-4-208	輸送施設の使用停止(150日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年11月5日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の改ざん・不実記載】(貨物自動車運送事業安全規則(以下「安全規則」)第3条の2第2項、道路運送車両法第49条)、(3)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運転者台帳の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(9)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	15	15
令和3年7月15日	株式会社スリーサークル(法人番号7120001153472)代表者辻裕司	大阪府門真市三ツ島1丁目34番38号	本社	大阪府門真市三ツ島1丁目34番38号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年7月15日	アートコーポレーション株式会社(法人番号8122001015081)代表者寺田政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	大阪中央	大阪府大阪市都島区中野町4丁目1番20号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年7月21日	澤田運輸株式会社(法人番号7120001032676)代表者澤田一輝	大阪府大阪市住吉区苅田9-17-12	本社	大阪府堺市北区南花田町323-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和元年9月10日、令和3年2月24日及び同年3月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	2	2
令和3年7月26日	山代運送株式会社(法人番号1130001026245)代表者小寺俊郎	京都府京都市伏見区深草出羽屋敷町23番地の10	本社	京都府京都市伏見区深草出羽屋敷町23ファミール伏見A棟908号室	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年11月11日及び同年12月3日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第15条)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(8)運行記録計による記録違反【記録の保存】(安全規則第9条)、(9)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	10	10
令和3年7月26日	有限会社美馬資材工業(法人番号8130002009382)代表者美馬義昭	京都府京都市西京区嵐山内田町47-3	本社	京都府京都市西京区椋原秤谷町44-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和3年4月23日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年7月28日	有限会社松村重機建設(法人番号3120002080760)代表者松村由美	大阪府門真市脇田町9番14号	本社	大阪府門真市脇田町9番14号	輸送施設の使用停止(225日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年11月16日及び同年11月20日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)(9)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】及び【記録】(安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(11)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項)、(12)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(13)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	23	23
令和3年7月29日	大阪セコー運輸株式会社(法人番号2120901009175)代表者八巻達也	大阪府高槻市芝生町1丁目51番2号	高槻	大阪府高槻市芝生町1丁目51番2号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年7月29日	アートコーポレーション株式会社(法人番号8122001015081)代表者寺田政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	大阪支店	大阪府大阪市西淀川区佃4丁目6番23	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年7月30日	浪速重機工業株式会社(法人番号4120101005238)代表者竹本忠雄	大阪府堺市中区深井東町2648-12	本社	大阪府堺市中区深井東町2648-12	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年11月26日及び令和3年6月10日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【貨物自動車利用運送を行うか否かの違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第7号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)(6)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	4